

岐阜市と株式会社バローホールディングスとの  
包括的連携に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成及び発展並びに市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 食育・教育の推進に関すること。
- (2) スポーツの振興に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 防災・災害対策に関すること。
- (5) 地域福祉の充実に関すること。
- (6) 市政情報の発信に関すること。
- (7) 環境の保全及び創出に関すること。
- (8) SDGsの推進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 本協定に基づく具体的な内容、実施方法、役割分担等については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協議の上、変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（中途解約）

第7条 甲及び乙は、解約日の3か月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年2月27日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1  
岐阜市  
代表者 岐阜市長

柴橋正直

乙 岐阜県恵那市大井町180番地1  
株式会社 バローホールディングス  
代表者 取締役社長

小池孝幸